

第 1 回 新潟市高齢者虐待防止連絡協議会議事録

日時：平成 22 年 7 月 30 日（金）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

会場：新潟市役所本館 6 階第 3 委員会室

～ 開 会 ～	
司会 (星)	<p>これより平成 22 年度第 1 回「新潟市高齢者虐待防止連絡協議会」を開催いたします。本日は大変ご多忙の中お集まり頂きまして大変ありがとうございます。</p> <p>初めに本日の委員の皆さまの出席状況をご報告申し上げます。委員 12 名のうち、仁多見委員と阿部委員が欠席となっております。また今年度に入って第 1 回目ということで変更のありました委員のご紹介をさせていただきます。初めに、新潟市訪問介護事業者連絡協議会副会長 岩橋委員でいらっしゃいます。次に新潟市地方務局人権擁護課長の 新田委員でいらっしゃいますが、本日は所用のため代理の 神林様 がお出席です。またオブザーバーとして新潟家庭裁判所の 佐野調査官でいらっしゃいます。なお同じく今回からオブザーバーとして出席を依頼しておりました、市のこころの健康センターの 福島所長につきましては所用のため今回は欠席となっております。</p> <p>それでは連絡協議会に先立ちまして、高齢介護課の高橋課長があいさついたします。</p>
高齢介護課長 (高橋)	<p>高齢介護課長の高橋でございます。福祉部長のほうで急な公務出張のため今日出席ができません。虐待防止連絡協議会の開会にあたりまして、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>暑い中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。また皆様には日頃から高齢者虐待の予防と早期発見、対応、再発防止についてご協力頂きまして、改めてこの場を借りて厚く御礼申し上げます。</p> <p>当市の 65 歳以上の高齢者人口平成 22 年 3 月末で、高齢化率としまして約 23% の数字となっております。このような超高齢社会の中、高齢者やその養護者が家庭や福祉施設等の地域社会で尊厳を保持しながら社会生活を営むことが今後大きく期待されているところでございます。高齢者に対する虐待を防止することについてもどんな小さなことでも気軽に相談ができるよう、区役所、地域包括支援センター等の相談窓口のほうの周知に努めていっているところでございます。今回は昨年からの検討を行ってきました、養介護施設従事者等による虐待に関しての対応マニュアルのほうをまとめさせて頂いたところでございます。この場にご提案のほうをさせて頂いています。皆さまから意見を頂いてよりよいものとしまして、今後の虐待の防止と適切な対応をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。また県の弁護士会、社会福祉士会によります高齢者虐待専門職チームも各区において積極的に活用さ</p>

	<p>せて頂いております。高齢者虐待への対応に万全を期していきたいと考えております。今後も高齢者虐待への防止、対応について充実のためにぜひ皆さまから忌憚のないご意見を頂きたいと考えております。よろしく申し上げます。本日はありがとうございます。</p>
司会 (星)	<p>それでは議題に入らせていただきます。ここからの進行は、会長が行うことになっておりますので、小泉会長よろしくお願ひいたします。</p>
会長 (小泉委員)	<p>それでは議題にそって進めさせていただきます。議事は21年度の事業報告と22年度の取り組み、先ほどありました養介護施設従事者等による虐待への対応についてです。まずは、平成21年度高齢者虐待新規受付件数等状況と同じく21年度の高齢者虐待防止対策事業内容についてあわせて事務局から説明お願ひします。</p>
事務局 (関川)	<p>それでは、平成21年度の虐待相談件数について説明させていただきます。</p> <p>資料1について説明いたします。資料1では平成18年度から21年度までの年度ごとでとりまとめたものと、平成21年度の各項目の区ごとの状況を掲載しております。最後の円グラフ、棒グラフは、統計をとり始めた平成17年12月から平成21年度末までの虐待ケースの継続件数の内訳で、21年度末現在は228件の虐待対応を行っているという内容になっております。</p> <p>この統計は、65歳以上の高齢者を対象として、国の項目にそって集計させていただいたところでございます。実際の対応としては、65歳未満の方についても、虐待の疑いがあればもちろん支援しているところですが、統計においては65歳以上を抽出するかたちとなっております。</p> <p>それでは最初に戻って頂いて、上のグラフが項目でいう①事例提出件数、②事実確認の結果を表しております。①の事例提出件数でございますが、平成21年度は152件ということで、平成20年度に比べると25件(比率にして19.7%)増加しました。要因として、一つに次の③虐待の相談・通報者のところにもありますが、警察の方からの通報が前年度比28件(175%)増えたことがあると考えております。また介護支援専門員、介護保険事業所職員の相談、通報が増えており、心配のあるケースの相談が増え、警察同様、関係者とのネットワークの表れと捉えております。</p> <p>虐待が疑われる事例として、関係者で情報収集ミーティングを開催し、事実確認を行いますが、事実確認調査の結果、最終的に虐待と判断した事例件数は99件となっております。事例提出件数と事実確認により虐待と判断した件数の差の53件については、今後調査を予定又は検討中のもの5件。虐待が起こる恐れがある等の理由により予防的に何らかの具体的な対応を行った事例が48件となっております。</p> <p>相談があがり関係者が情報収集ミーティングを行う中で、虐待かどうかの判断に至っていないものも48件に含まれてきますが、早期にケースに介入し虐待に至る前に対応を行っております。</p>

グラフ③の虐待の相談・通報者ですが1番多いのは介護支援専門員・介護保険事業所職員ということで、重複もありますが約40%は現場の福祉関係者からの通報ということで、昨年と大体傾向は似ていると考えております。先ほど申し上げましたが、警察からの相談が相談件数にして前年比28件増の44件と増えています。

事実確認の状況でございますが、152件のうち訪問による事実確認を行ったものが115件と大半を占めております。関係者からの情報収集のみによる事実確認だけではなく実際の訪問・面接を通じて事実確認を行っております。

グラフ⑤の虐待の種類については、重複も含め身体的虐待・心理的虐待が全体の7割を超えています。

⑥の被虐待者の性別については、女性が全体の8割を超えており、⑦の被虐待者の年齢は70代～80代の方が大半を占めております。

昨年度と同様に70代～80代の女性に対する身体的・心理的虐待のケースが大半を占める傾向にあります。

⑧被虐待者の介護認定の有無ですが、認定者が全体の5～6割を超えております。介護認定者の内訳ですが⑨のグラフで要支援1,2や要介護1～4についてご覧のとおり分布しております。⑩被虐待者の認知症の有無についても昨年度と同様の傾向にありますが、平成21年度は支援が必要な、認知症日常生活自立度Ⅱ以上が介護認定者の8割を占めております。

⑪虐待者との居住形態についてですが8割以上が虐待者及び虐待者を含む他家族と同居している形態となっております。

⑫世帯構成については、子と同一世帯が全体の7割を占め、⑬の虐待者の続き柄については息子が4割を占めています。

傾向としては、昨年度と変わらず同居している息子からの虐待が多くなっております。

⑭分離の有無についてですが、分離を行った事例が34件と3割を超えております。⑮グラフで分離を行った事例の対応については、最初にとった対応として契約による介護保険サービスの利用が多くなっており、21年度は自立度の比較的高い方でケアハウスや、アパート等へ住居をかえた事例が10件と前年より増えております。また面会制限を行った事例の件数として6件あがっております。

⑯分離していない事例の対応について重複もありますが、養護者に対する助言・指導が最も多く、次いで介護保険サービス利用、包括等の見守り、定期訪問の順になっています。

⑰権利擁護に関する対応ですが、日常生活自立支援事業が1件となっております。

平成21年度の各区別は参考にご覧いただきたいと思います。統計については以上です。

つづいて、資料 2 を説明いたします。

平成 21 年度の高齢者虐待防止事業でございますが、高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と、関係者の高齢者虐待への理解等を深めること、また虐待を受けている高齢者への対応と養護者への支援策を検討することを目的として取り組みを行いました。以下、4 項目について説明させていただきます。

まず、1 項目目でございますが高齢者虐待対応のための体制整備として、養介護施設従事者等による虐待への対応フローチャート検討に入ったことと高齢者虐待対応専門職チームの活用をあげさせて頂きました。フローチャート検討については議題 4 のところで詳しく説明させていただきます。

高齢者虐待専門職チームの活用についてですが、各区のほうから直接専門職チームに相談依頼する手続きをとりまして、3 件の相談実績となっております。

1 件目は、80 代女性に対する長男による身体的虐待の警察通報ケースです。

2 件目は、80 代女性に対する別居の長女による経済的虐待のケースです。

3 件目になりますが、70 代男性に対する同居の妻と長女による身体的虐待のケースです。

続いて 2 項目目でございますが、一時保護・措置入所状況となっております。平成 21 年度は 3 件の実績です。

やむを得ない事由による措置については、平成 21 年度は、ショートステイが 2 件、特養への入所が 1 件となっております。

1 つ目は 80 代女性が県外から帰宅した長男に心理的虐待を受け追い出され、警察保護ののち、長男への対応にあたる間に緊急に保護施設を利用しました。

2 件目は 80 代女性が同居の長男からものを投げられる等の身体的虐待を受けたとの警察からの通報ケースです。本人はケアハウス入居を強く希望していた状況もあり、施設入所までの間、保護施設を利用しました。

3 件目は 70 代女性が同居の長男から心理的虐待を受け、知人宅に避難、本人への意向確認や長男への対応にあたる間、保護施設を利用しました。

以上が緊急保護施設の利用状況になります。

続いて措置入所・措置ショートステイは 3 件のケースです。先ほど説明させていただいた、資料 1 の統計上の措置事例が 1 件となっておりますが、その理由については、3 件のうち 2 件は対象者が 65 歳未満のため、統計には反映されておらず 1 件の報告となっております。

3 項目目でございますが、職員に対する研修会の実施状況ということで、平成 21 年度は高齢者虐待防止担当職員研修を外部専門講師に依頼しまして 2 回実施しております。

各 2 日間の日程で各区担当者、包括職員、保健福祉センター職員を対象に実施いたしました。

	<p>4 項目目は高齢者虐待防止対応検討会の実施状況ということで、養介護施設従事者等による虐待への対応フローチャートの検討を 2 回実施し、詳細については資料 4 で説明させていただきます。以上、資料 1、資料 2 についての説明を終わります。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>資料 1 の 21 年度の受付件数についての質問、ご意見も踏まえてありますでしょうか。</p>
<p>三国委員</p>	<p>市の老人福祉施設協議会の会長の三国です。高齢者虐待防止法について、何年にできたか。これが第 1 点。それから、虐待の表にでた事例、件数が詳細に説明されましたが、亡くなった方、死亡事故になった場合に虐待とみなされるか、みなされないか、そういったことについてはこの件数に入っているかどうか、これが 2 点目。3 点目は家族制度になって、老人とは別々に核家族化されて住んでいる。これについての弊害がうまれている、近所隣りもわからずに死亡していたという事故が過去にございました。ここ 1～2 年があるかないか、これについても事務局ご答弁お願いします。</p> <p>以上 3 点を質問させていただきましたが、順にお願いします。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行は平成 18 年 4 月 1 日。死亡に至った例というところで、身体的虐待の究極的なところは死亡ですので当然虐待に含まれます。</p>
<p>三国委員</p>	<p>身体的な虐待を受けて亡くなったというのではなく、自然死。このような場合はどのような部類になるのか。ほったらかしにしたわけですから、虐待の一步手前です。それをお聞きしたいです。以上です。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄にあたるということで虐待法上の虐待にはあたります。自然死ということになると、高齢者虐待防止法による支援、養護者に対するという支援について、虐待法が適用という場面ではないと考えます。</p>
<p>事務局 (関川)</p>	<p>統計上に載っている数字の中で、虐待によって死亡に至ったという数字は載ってきておりません。0 件となります。</p>
<p>三国委員</p>	<p>それでは、死亡事故があった場合はどこが責任をとりますか。法令に関係ないという場合です。</p>
<p>高齢介護課長 (高橋)</p>	<p>高齢者の独居老人のいわゆる孤独死と言われるもの、これに関してあげれば見守り体制が不十分でということになります。私どもの施策の中でもそれを防止するための安心コール、いわゆる緊急通報装置、それから各区のほうで取り組みをすすめています、地域での見守り体制の支援というものがございます。この協議会の中の虐待というところでの議論頂いておりますので、見守りがされてなくて、孤独死、これが虐待になるのかというところと虐待ではないと思います。誰が責任をとるのかということになれば、当然ながら防ぐべきものを防げなかったという部分では、行政の施策の中で何らかの反省すべきところはあると思</p>

	<p>いますが、誰に責任があるのかと議論についてはなかなか難しい問題があるかなと思います。行政であっても全て、100%防げるというものではないと、当然ながらその結果をうけての反省の立場にたって今後防止策をとることによって、行政のほうは責任を全うするという位置づけになると思います。</p>
三国委員	<p>高齢介護課ではそれに対する対策はございますか。</p>
高齢介護課長 (高橋)	<p>今申し上げた通り、行政も含めて地域での見守り体制の強化、これしかないだろうと思っております。当然ながら行政でやるべき、緊急通報等システム等のPR等をして必要な方にご利用頂くということが大事と考えています。</p>
会長 (小泉委員)	<p>他にご質問はありますでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>包括支援センター阿賀北の佐藤です。 統計の7Pのところ⑮分離をとった事例の対応の内訳として、やむを得ない事由等による措置が、18年度は8件に対し区政とともにからがくと落ちまして21年度は1件となっております。一方、契約による介護保険サービスの利用について、21年度は17件ということで、結構な数があがっております。全国の数字として、昨年11月に発表になった数字の中で、やむを得ない事由等による措置をとったパーセンテージは全国と比べて新潟県は少なめ、新潟県の大半を占める人口80万都市の新潟市としてはこの1件という数字をどのように見ておられるかなどご意見を伺いたいと思います。</p>
会長 (小泉委員)	<p>前提として、⑮の※のところを説明してもらえますか。</p>
事務局 (関川)	<p>⑮の※印としまして、面会制限のあった事例について平成20年度以前は、やむを得ない事由による措置をとった事例についての面会制限をしたケースでの統計値をとっております。平成21年度はやむを得ない事由による措置以外での対応でも面会制限をとった事例ということで、虐待者に居住地を教えないものも含むというかたちで6件というふうにあがっております。21年度はやむを得ない事由による措置での面会制限は0件となっております。</p>
事務局 (星)	<p>今回新潟市では、契約による利用が多く、やむを得ない事由による措置が1件しかないということについてですが、虐待ケースについては、区、包括支援センターみなさん、ケアマネージャーさん等で、できるだけ契約にもっていてももらいたい、民間の施設の中でもっていけるケースであればできる限り契約にもっていてももらいたいと色々動いて頂いています。どうしても難しいという場合に、行政としてやむを得ない措置をとらせてもらうという方向をとっております。今現在そういったことで、契約による分離ができ、措置が減っているという風に考えております。</p>
佐藤委員	<p>質問の意図としましては、全国の数字が発表になったときに、やむを得ない事由等による措置というのは地域間格差があるというような解釈がされていきましたので、そのあたり、新潟市の考えをお聞きしたかったのです。私どもは</p>

	<p>現場で契約による介護保険サービスの利用にできるだけ持っていきこうと思っ て、契約にもっていきこうと何度も足を運んで面接したり、受け入れ先を探した りしているのですが、昨今短期入所のベッドも足りない状況で、このたび非常 に猛暑でそのままにしておかず、ショートベッドをあたり尽くしたりしたの ですが、そのケースについては虐待ということでも何度か会議を繰り返させて頂 いておりましたので、ここまできたら行政の力で措置で入れて頂けないものか と思いつながら何件も施設をあたらせて頂きました。できる限り、契約にもつ ていかせたいのですが、必要な市町村しかできない権限として、必要時に発 揮して頂きたいとお願いも込めて発言させていただきました。</p>
<p>会長 (小泉)</p>	<p>ご意見ということでよろしいでしょうか。他よろしいでしょうか。 資料 2 のところでもご意見、質問なかったでしょうか。ないようですので 資料 3 について続けてお願いします。</p>
<p>事務局 (星野)</p>	<p>それでは資料 3 についてご説明させていただきます。 平成 22 年度高齢者虐待防止対策関係事業予算及び取組み内容についてです が、各区健康福祉課を中心として地域包括支援センター、地域保健福祉センタ ー等による相談体制の充実と地域の関係者の理解をさらに深めていくことで、 高齢者虐待対応はもちろん、虐待の防止と養護者への支援をすすめていきま す。 予算と事業内容については、予算額 538 万 7 千円、以下の 7 点の事業につ いては H21 年度からの継続という形ですが、中身の充実ということで取組みを すすめてまいります。 1 つ目には、当高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係者の連携・協力体 制等についてご検討いただきます。 2 つ目に、相談員専門職員（社会福祉士）を 1 名配置して、区が中心にすす めている事例対応での相談助言と事例の集約・課題整理をすすめていきます。 3 つ目は、緊急保護施設 1 床を確保しまして、緊急時の一時保護に対応しま す。 また、4 つ目の老人福祉法によるやむを得ない事由による措置対応ですが、 分離が必要で契約での介護保険サービス利用ができないといったやむを得な い場合には、介護老人福祉施設特養への入所、ショートステイ、グループホー ム等への措置を行い分離・保護を行います。いずれも、必要な方が適切に利用 できるよう区で行う緊急度判定会において検討・判断を行っていきます。 5 つ目は、パンフレット及びマニュアル作成により、高齢者虐待に関する周 知等継続していきます。施設版の対応フローチャートの周知をはかっていき たいと思います。 6 つ目として、虐待対応のための体制整備・ネットワーク構築をすすめてい きます。本日これからご審議いただきます「施設版対応フローチャート」につ いて、役立つものにしていくための検討を重ねていきたいと考えていますし、</p>

	<p>ネットワーク構築という点では、虐待対応ネットワークのみでなく高齢者を包括的に支援するための関係づくりを目指して、地域包括支援センターによるケア会議や区による高齢者ケア会議開催。また虐待防止にもつながる認知症への理解を深めるためのサポーター養成講座開催を継続していきます。</p> <p>また、県の専門職チームの活用もすすめながら、よりよい支援体制、ネットワークを充実させていきたいと考えております。</p> <p>最後ですが、関係職員の研修については、区健康福祉課担当者、地域包括支援センター、地域保健福祉センター職員を対象として、研修会と事例検討会を実施します。関わり方、関係づくりの実践を学ぶ研修は、7月上旬2日間で実施したところですし、事例検討会は、まさに実際の事例検討、対応についてのスーパーバイズを受ける形での研修となり、10月末と11月初めに予定しています。複雑な問題を抱える高齢者虐待への対応を充実させていくためには、相談・支援にあたる関係者のチームとしての対応力をあげていくことが重要と考えて企画しています。</p> <p>以上の7点の活動を継続する中で、高齢者と養護者の方々へのよりよい支援を目指して取り組みをすすめてまいります。資料3の説明は以上になります。</p>
小泉委員 (会長)	<p>今のご説明に対する質問はありますか。私から1点、一時保護、緊急保護施設について108万円というのは、先ほどの昨年度の実績で3件、例を見ますと5日間ないし9日、10日というところですが、ここにいる間の食費だとか、日常の生活費というのかここから出るのでしょうか。それともご本人負担ですか。</p>
事務局 (関川)	<p>一時保護施設で過ごされている方の、食費、洗濯費については原則として、ご本人に負担頂いております。入居費については新潟市の負担となっております。</p>
会長 (小泉委員)	<p>(108万円は、)施設の費用、入居費用ということだけになりますか。</p>
事務局 (関川)	<p>居室の確保料と冷暖房の費用等、居室の委託料になっております。</p>
会長 (小泉委員)	<p>それでは4番目の養介護施設従事者等による虐待への対応について説明をお願いします。</p>
事務局 (関川)	<p>資料4の説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の冊子になっております「養介護施設従事者等による虐待への対応」をご覧ください。</p> <p>虐待防止法の施行を受けまして、在宅高齢者虐待についてはマニュアルに沿って対応頂いていますが、施設等で起こった時に新潟市としてどう対応するかという流れを整理して、実際に起こった際に活用していく目的で検討に入りました。介護保険サービスについては、苦情処理のしくみがあり、それぞれ苦情対応機関で苦情対応しているところですが、苦情の範疇を超えた虐待の疑い</p>

というのも起こってしまう可能性もあります。まずは関係者がどう対応するのかということについて共通認識をもって頂くための対応フローチャートになります。

1ページは法による定義の部分でして、養介護施設従事者等とは表にありますとおり老人福祉法と介護保険法による規定による養介護施設従事者が対象となります。

虐待防止法に定義されております養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、以下にあります身体的虐待、介護や世話の放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待があります。

2ページのフローチャートに戻って頂いて、この2ページをみて動ける内容にしたほうが良いということから、対応説明が凝縮されております。

左側のⅠ～Ⅴはそれぞれの対応を誰が行うのかということで、主催、出席者、記録というところも記載してあります。フローは、厚生労働省から示されているマニュアルを参考に他都市の資料を取り寄せ担当者間で検討会を行い、案として作成しました。

最初の通報、届出ですが施設、事業所で起こった場合、発見した施設関係者、それ以外の発見者、当事者等から窓口に通報、届出をして頂きます。

Ⅰの高齢者虐待対応窓口としまして、各区健康福祉課、各地域保健福祉センター、各地域包括支援センター、高齢介護課地域支援室となっております。対応窓口機関は、通報者が保護されることに留意しながら状況について虐待かどうか判断できる要素となる情報を整理して様式①受付票を作成します。

次の対応として、Ⅱの情報収集ミーティングを高齢介護課地域支援室が主催で各区高齢介護係は必須のメンバーとして召集し、必要時に相談受付者、緊急性の判断等を要する場合は高齢介護課長、介護給付認定審査係、指導監査室を召集し、開催いたします。

これは、施設の虐待が介護保険施設、事業所等行政の指定権限、指導監査等と密接に関係していることから行政での対応によるところが大きいのと思われるためその連絡調整、連携としても、必要ということで地域支援室が主催して開催いたします。

そこで、虐待か福祉サービスの苦情か判断、介入方法対応について検討し、同時に緊急性の判断も行います。

情報収集ミーティングの際には、受付票をもとにすることはもちろんですが可能な限り集められる情報を集め、状況を把握しておきます。

相談者、施設側の双方に必要と思われる情報を収集し確認していく段階ですので何度か情報収集ミーティングを開催し慎重に対応にあたります。

情報収集ミーティングを経て、Ⅲの事実確認調査の必要性が確認された場合、各区担当者と地域支援室複数名で施設、事業所に調査に入ります。こうした事実確認としては、介護保険法に規定する市町村長による調査権限に基づく

というよりも当該施設・事業所の任意の協力の下に行うものであるという認識で入ります。

必要に応じ県へ相談というのは、事業所の協力が得られない場合等は早期に県に報告し、県と共同で事実確認を行うことを検討する必要がある場合です。

施設、事業所へ訪問調査について、担当職員の職務について、調査項目について、高齢者の権利等の目的について説明した上で調査に入ります。

調査に行った担当職員が調査票を作成し高齢介護課地域支援室でまとめます。

緊急時や、明らかに施設等で虐待が行われていると十分な情報がある場合は即監査対応として行政指導が入る場合ももちろんあります。

そうした事実確認調査の結果、IV判定会議を高齢介護課地域支援室が主催で各区高齢介護係は必須のメンバーとして召集し、虐待の事実についての確認をします。そこで7ページにあります老人福祉法、介護保険法の規定による権限行使の判断を行う場合は高齢介護課長、指導監査室を召集し、開催いたします。

虐待とは判断されないが不適切なケアや利用者への説明不足、職員の情報共有不足等問題があったと判断された場合は助言・改善指導の対応をとり、虚偽と判断された場合は施設、事業所への説明・報告を行います。また、過失による事故と判断された場合は、事故報告書の作成を求め、指導を行います。判定会議にて決定した対応をしたのち、虐待の事実が確認できた事例のみVの虐待状況の報告を行います。虐待防止法により市町村から県へ報告をします。

通報・届け出者からの受付時に対応の結果報告の希望の有無の確認をさせていただき、有りの場合は、対応経過の報告・説明の流れも盛り込んでおります。

また、フローIからVまでの対応を行う際に虐待防止ネットワークとして専門職チームに意見・助言をいただく場合もあります。

その後、市から虐待の事実についての報告・相談後の県としての対応としては、市と連携し高齢者の安全の確認とその他事実の確認を行い、老人福祉法・介護保険法による権限の行使に至ります。

以上がフローにおける対応になります。高齢者の命、権利を守るために迅速かつ毅然と入っていかなくてはなりません。疑いの部分で入るということが、施設・事業所が対象であることで、通報、相談される方も、やっと入所できた施設であればずっと利用していきたいというのが前提であるなど、施設職員の内部告発であれば、職員の方ご自身のお立場等もあると思いますので、そういった面で通報者・相談者の希望を確認し、また施設、事業所側には協力を得ながら慎重に対応を行う内容を担当者とともに検討いたしました。

今回の連絡協議会での各委員の皆さまからの意見や、アドバイスを御得て、この対応について修正や追加等必要でしたら今年度も区の担当者との虐待防止検討会を継続していきたいと考えていますので、ご意見を頂ければと思います。

	<p>以上で資料4の説明を終えさせていただきます。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>若干説明を補足して頂きたいところがあるのですが、最終的なところの新潟市での虐待防止、高齢者保護を図るための介護保険法の規定による権限行使、県の場合老人福祉法による権限行使というのは具体的にはどういう権限を行使するのかというのを説明してもらえますか。</p>
<p>事務局 (関川)</p>	<p>資料4の7ページでございます老人福祉法・介護保険法による権限規定というところで具体的に県、市町村がどういう動きをするのか載せさせていただきました。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>そうすると市は、介護保険法上の立入検査等しかない、老人福祉法による権限は県しかないわけですね。一番緊急に動けるといえるのはどの措置でしょうか。立入検査でしょうか。今すぐ動いてほしいと判定して、改善措置の命令だとか間に合わない場合に一番動けるものというはどれになるのですか。</p>
<p>高齢介護課長 (高橋)</p>	<p>老人福祉法の都道府県知事の権限規定がございますが、現在老人福祉法のこの部分は一部養護老人ホーム、特別養護老人ホームにおいて、政令市新潟市のほうで行使ができる権限となっております。ただ、29条の有料老人ホームについては新潟県が権限をもっているというところでございます。介護保険法につきましては、市町村長という部分が政令市新潟の行使権限になります。将来的には国のほうが議論しておりますので、権限が降りてくるだろうというような状況下にあります。従いまして、速やかにという部分でのご質問であれば、立入検査、報告徴収についても権限をもっておりますので、事実が確認されれば、あるいは事実を確認しようとするところで権限行使しようと思えば可能となっております。</p> <p>この件に関しますと、指導監査室が中心になります。フローチャートで言いますと福祉総務課指導監査室が中心になります。当然ながら事業所との絡みがありますので高齢介護課も同時に動かざるを得ないところでありますが、中心となるのは指導監査室になります。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>今の資料4についての質問、ご意見はありますでしょうか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>地域包括支援センターは1ページの養介護施設というところに入っていて、フローチャートのほうでも虐待対応窓口に入っているのですが、自分のところが虐待する可能性があるのに受付機関に位置しているというあたりの矛盾。私の理解だと、法的にも厚労省マニュアル等でも養介護施設従事者等による虐待対応というのは、責務は市町村と都道府県にあって、包括支援センターは関わらなかったのではないかなと思うのですが、他都市の資料も取り寄せたとおっしゃっていましたが、他の市町村は窓口のところに包括支援センターは位置づいているのでしょうか。直営ではやるのかもしれませんが、新潟市は全部委託ですよね。そのへんこれでよろしいのかどうか確認したいと思うのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>養介護施設に地域包括支援センターが入っている中で、高齢者虐待対応窓口</p>

(関川)	にも包括が入っているというのは、ケアマネさんからのご相談ですとか、直接包括のほうで受けているという状況があると、検討会の中で各区の担当者から話がありまして、施設等に関する苦情の相談をケアマネさんから包括さんが受けた場合については、区のほうにあげて頂きたいということで、包括支援センターも窓口機関として載せさせて頂いた経緯があります。
会長 (小泉委員)	もちろん、虐待行為が行われた包括支援センターのケアマネさんに相談するということはありえないということだと思いますよね。
事務局 (関川)	担当の区のほうで受け付けるという形になっております。
佐藤委員	窓口のところに包括支援センターが入っていると、先ほどの話では、包括は相談を拾ってほしいという意味で受け取りましたが、このようにフローチャートで活字として位置づきますと、対応まで責任を持って関わっていくのかという風に取り取れてしまいます。ご配慮頂きたいのは市内 27 包括全て委託包括です。5 年目ですが、似たようなご相談は、総合相談窓口ですのを受けておりました。このようなマニュアルはなかったので苦情処理の対応で、国保連に報告をあげさせてもらうような形で行っていたのですが、その過程で委託包括だと法人を背負っていますので、法人対法人のような感じになってきて、非常に仕事がしづらかったという側面がありました。何とかその辺、委託をされているので、市になり替わって中立のつもりで仕事させて頂きますが相手はそのようには理解して頂けないので、別法人の者が口出しをしてくると理解された側面もあるので、このようになっているということを各法人、サービス事業所等に周知する中で包括の中立性をご説明して頂きたいと思います。後、対応をどこまで包括が入るのかということを確認して頂けるとありがたいです。
会長 (小泉委員)	ではそのように考えて検討して下さい。
新田委員 (代理神林様)	新潟地方法務局 人権擁護課の神林です。高齢者虐待は重大な人権侵害です。私どもも相談ももっておりまして、施設等訪問するなど、施設等から直接相談をされることもあるかと思うのですが、高齢者虐待を人権侵害として人権侵犯事件として救済を求められた場合、当機関としても施設なり相手方に調査に入ることがございます。そのような場合に判定会議、専門職チームの中に私どもの機関も入れさせて頂くことはできるのかどうかということが一点、その確認と、できればそのところに入れさせて頂いて人権侵害を無くすような方向にいければと考えております。以上です。
事務局 (星)	私達も色々な機関の皆さんとネットワークを組みながら虐待の防止ということで進んでいきたいと思っています。ケースによっては色々あると思いますが、こちらのほうからも機会があればお願いしたいと思っています。
会長	このフローチャートの中でいう高齢者虐待対応専門職チームというのは、現

(小泉委員)	在、弁護士会と社会福祉士会でチームを組んで、県の補助金を費用として動いているチームです。もちろん法務局の人権擁護課の人権侵害に対する救済申立てですとか、この中で入って頂ければ一番いいのですが、今のところはこのチームというのは、存在するチームを指しているのです、将来的にはどうなるのかわかりませんが、そういう風に考えて頂いて、人権擁護課でできることを高齢介護課のほうで協力は求められるのではないかと思います。
佐藤委員	専門職チームのことが出ていましたが、あちらは確か居宅の養護者による虐待対応のご相談を承る場所だったのではないかと思いますのですが、他の市町村から施設内虐待のことでのご相談が過去に1例位あって、その時に社会福祉士会と弁護士会で協議して施設の事案について取り扱うかどうか、軽く話し合ったことはあるのですが、そのケースだけは取り扱いましょうとなっていて、以後もやりましょうという見解がまだでていなかったように思うのですが、小泉先生どうだったでしょうか。
会長 (小泉委員)	高齢者虐待防止法上は居宅、施設双方含まれるのでどんどん進んでいいのではないかと思います。弁護士会の高齢者委員会で、こういうかたちで施設に対する虐待対応フローチャートができつつあるという話はしてきましたから、施設対応について今後広がっていくというのは委員としては念頭にあると考えて下さい。
岡田委員	新潟市医師会理事の岡田です。フローチャートの中で、先ほどの予算内訳の説明のところ、相談員専任職員社会福祉士配置1名という説明があったのですが、このフローの中で該当するようなポジションというのは含まれているのでしょうか。あるとしたらどこに入るのか教えて頂けますでしょうか。
事務局 (星)	地域支援室の中に社会福祉士として、専門職員1人活動しています。虐待対応窓口の部分、地域支援室の一員として一緒に活動するという位置づけになります。
岡田委員	資料4とはずれるのですが、予算内訳の説明であったのですが、緊急保護施設をフローチャートに入れる時にディスカッションした記憶があるのですが、実際決算として、昨年度の緊急保護施設に対して実績としてどれ位の金額が使われたのかとその内容、どこの医療施設にどれくらいの金額が使われたのか参考までに教えて頂ければと思います。
高齢介護課長 (高橋)	決算の正確な数字が手元にないのでお答えできないのですが、一時保護施設に関しては、常に一床確保しているという建前のもと月額4万円を、入所している、していないに関わらず支払いをしています。従いまして確実に支出できるのが48万円です。 その他に、もし入所した時に、市のほうの負担がいくらか出ているということで、108万円の予算に対して全部使い切っているというところではないという風な数字になっております。60万まではいっていないだろうと思います。
岡田委員	これは病院なのでしょうか。

高齢介護課長 (高橋)	私どもが確保しているのは、有料老人ホームになります。
会長 (小泉委員)	他にございますか。
野村委員	新潟市歯科医師会理事の野村と申します。フローチャートの中で色々な様式作成という部分で、例えば、様式1の受付票等のところに緊急性ところで、本日中という一番高リスクというようなニュアンスだと思うのですが、実際に受付がその日あったときにどれくらい迅速に対応できる見込みがあるのかということをお聞きしたいと思います。
事務局 (関川)	連絡があった際は区の担当者と状況確認しまして、ご本人がどういった状況にあるのかを確認をとります。一方の情報だけでは事実確認というのはできかねないので、区と分担しながら双方に状況確認し、命の危険があるような状況で、施設側が何も対処していない場合でしたら、即日監査室のほうと動きまして、施設のほうにすぐに立入ということにもなってきますので、連絡を受けてその日のうちにはすぐ関係者を集めて双方の事実確認を行って調査に行く、行かない、又は緊急性の判断をするという形になりますので早急な対応はすぐにと考えております。
野村委員	予算の中で、パンフレット、マニュアル作成というのがあります。今日机上配布されていた、こういったものになりますか。そうすると毎年、新しく内容を更新して検討して作るということになるのですか。
事務局 (関川)	机上のほうに配布させて頂いたパンフレットについては、相談機関一覧というのがあると思うのですが、毎年更新をいたしまして、カラー版のパンフレットについては平成19年度に作成しましたものを継続して使っているという状況で、各窓口に配布設置させて頂いております。
野村委員	ありがとうございました。
松島委員	民生委員の松島です。民生委員では70歳以上の一人暮らしを定期的に訪問しております。一人暮らしの場合は息子、娘とは同居していないのですが、色々な面で状況がわかるような立場にあります。虐待が起こった場合で、情報収集ミーティング等の検討会で、情報を収集する場合に、民生委員も色々な提供ができると思うのですが、今のところそのようなお話があまりないようなのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
事務局 (星)	私達も、特に在宅の部分の虐待については、民生委員さんのご協力がなければ虐待はなくなるのではないかと考えています。地域性もあるのではないかとと思うのですが、民生委員さんを入れて検討会を行っている地域もございませし、今後もそういった声があるということを含括支援センターや区のほうに私達のほうも情報提供していきたいと思っております。
松島委員	わかりました。
藤塚委員	新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会の藤塚です。1点お願いしたいのです

	<p>が、居宅のケアマネジャーとして訪問するか相談を受けているのですが、地域包括支援センターさんが今熱心に虐待に関する勉強会ですとか研修会を開いて頂いて、居宅のほうではだいぶ関心が高まってこういった通報件数にも表れていると思っています。今回施設のフローチャートを作るにあたり、施設の従事者に関するもそういった勉強会、研修機会がないと発見につながっていかないかなと感じておりますので、そういった場面を設けて頂きたいと思います。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>ご意見として今後の検討に活かして頂きたいと思います。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>先ほど少しお伝えした、苦情で対応させて頂いたという施設内で虐待があったのではないかという地域の方のご相談に対して、そのケースに関わって、施設内虐待の立証の難しさに直面しました。医師の診断もその際決め手になるのですが、医師の側も最初は自信をもって直前のという風に言っていたのが、何度か問い返しをしていくと2週間位幅をもってという風に言われて、今の医学ではそういう診断しかできないと言われました。弁護士の方にも相談したのですが、立証は難しいと言われました。利用者の方の訴えが本当であれば泣き寝入りというような状況で最後うやむやのままです。このマニュアルができてもう一度このマニュアルにのっとして、調査すればいいのか、このマニュアルはいつから実施なのかとかその辺の見通しを聞かせて頂きたいです。</p> <p>医師の側の限界というか、児童虐待でも見極めは難しいとはマスコミ等で聞いていますが、医師会の中では虐待に関してどのような話がでているか少し聞かせて頂ければと思います。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>高齢者虐待防止法が施行されて、約1年のときに医師会報に虐待の見極め方や、高齢者虐待の特徴についての記事を1回執筆したことがあるのですが、基本的には法医学的な専門的な知識というより、高齢者虐待というのは特定のパターン、見極めというのがあって、例えば傷が背中の見えないところに反復して特定の傷が繰り返す、やけどが子どもに比べて多いとかとかいくつか特徴があります。実際に死亡事故とか警察の事件として警察が感知することはあると思うのですが、一般的には認知症の方が多い、本人が訴えられないことが非常に多くて外来の医師も介護者の言うことをそのままのみにしてしまうケースが多い、そういったことがうやむやとか見逃しというようなことだと思います。そういうことが病院の煩雑な外来の中で、適切な見極めがどの医師も対応ができるかどうかということに関しては疑問がありますが、ただそういうことに関して啓発するために原稿を医師会報に記載するなど、研修会として在宅医療協議会というのが2か月に1回ありますので機会をみて行ってみたいと思います。ただ一般の外傷と違って、8割近く認知症のある方なので本人の訴えが聞き取れないというのが非常にネックだと思います。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>事務局にフローチャートがどの辺でできるかということと、過去の事例について遡ってこのフローチャートを適応することができるかということの説明</p>

	<p>お願いします。</p>
<p>事務局 (関川)</p>	<p>フローチャートですが、今回の委員の皆さまからのご意見を頂いたものを踏まえて、再度区の担当者と検討会をもちまして、その後窓口対応機関等への周知をしていかなければならないので、今年度引き続き検討会を重ねていきたいと思っています。ただ、疑いがある場合の相談については受け付けまして、まだ案の段階ではありますがフローチャートにのっとって対応していきたいと考えています。</p> <p>先ほどのケースについて、このフローチャートに戻って対応していけばいいのかというご質問の中で、苦情処理対応したということですので、今現在はどのような状況になっているのでしょうか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>区役所にも相談しましたが苦情処理でするしかないということで、国保連にあげて、聞き取り調査、記録も見たが事実はみつからなかったということ、国保連の苦情処理にのっとってご家族に返しました。ご家族は納得されず、弁護士にも相談されましたが立証は難しいと言われ、ご家族は色々やってみましたがあきらめるしかないようです、あきらめますということで終わっております。</p>
<p>事務局 (星)</p>	<p>今のケースについてはある程度結論は出ているというように受け止めました。遡ってこのフローチャートにあてはめても事実確認の部分は同じような結論が出てくるのではないかと思います。このケースについて遡ってというのは考えてはおりません。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>少し心が残る部分は、国保連の苦情処理の対応での事実確認調査と虐待対応フローチャートでの事実確認調査の中身が同じなのかどうか、虐待対応のフローチャートでいけばもっと違う調査のあり方があるとか、事実確認のやり方があるというのならば、やり直したほうがいいのではと個人的には思います。</p>
<p>事務局 (星)</p>	<p>国保連の苦情処理の調査項目と新潟市が考えた虐待対応の調査項目のどこが違うかという検証は済んでいません。今回のケースは弁護士さんまでいったというケースですので私達が調べても調査としては同じような結果が出てくるのではと思います。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>今日の資料の中で12ページの聞き取り調査票とか細かい調査項目になっていますよね。国保連の苦情の調査はこういうものでなく、施設に伺ってこういう苦情が出ていると伝え、その当時の経過記録を見せてもらうまでということなので、施設が記録をしていなければ事実は出てこないというようなものだと思っています。その点でどうなのかなと思いました。</p>
<p>会長 (小泉)</p>	<p>国保連の調査項目というのは見えてきていないので、次回までにあげていただけますか。協議会は以上で終了いたします。</p>
<p>事務局 (星)</p>	<p>大変活発なご審議ありがとうございました。以上で22年度連絡協議会を終わりたいと思います。今のご意見頂きましたフローチャートについては再度整理しまして使いやすいフローチャートを作成したいと思っています。大変ありがと</p>

	うございました。
	～ 閉 会 ～